

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 3月 3日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	5号機	タービン建屋地下1階において、所内蒸気戻り配管の取替工事を実施していた協力企業社員が、ハンマーにて左足すねを打撲した。病院へ搬送し、診察の結果、「左下腿挫傷」と診断され、約2週間の加療を要する見込み。注意喚起および関係者へ周知	A	3月4日公表済 (PDF 57KB)

その他：27件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	非常用ディーゼル発電機（A）ストームドレンサンプポンプインペラ浸透探傷検査において、インペラ（1、2段目）に指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
2	1号機	タービン建屋換気空調系冷却装置（5）圧縮機（B）点検において、膨張弁の動作不良が認められたため、当該膨張弁を交換	D	
3	1号機	試料採取系高圧給水加熱器出口金属採取用流量計と積算流量計の値に差異が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
4	1号機	復水脱塩装置混合樹脂塔出口電導度計に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該電導度計を点検・修理	D	
5	1号機	所内ボイラ給水1-2号機連絡空気駆動弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
6	1号機	所内ボイラ給水タンクレベルスイッチに動作不良（スティック）が認められたため、当該レベルスイッチを点検・修理	D	
7	2号機	主タービンリフトポンプ（5）出口圧力計内に油溜まりが認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
8	2号機	主タービンリフトポンプ（6）出口圧力計内に油溜まりが認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
9	2号機	主蒸気ラインプラグ点検において、取付用電動チェーンブロックの操作スイッチ内部部品及び電源表示灯内部電球接続部に損傷が認められたため、当該部を修理	D	
10	2号機	所内ボイラ制御盤A缶用窒素「保管・除外」の表示ランプに緩みが認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	2号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（A・B）軸受温度記録計に指示不良（打点12に断続的な低下・復帰）が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
12	3号機	原子炉建屋4階ほう酸水ポンプ室エリア暖房用ユニットヒータ（21）計装品点検において、温度スイッチの外れが認められたため、当該部を修理	C	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	3号機	タービン建屋2階現場監視用モニタ点検において、画面に映像不良が認められたため、当該装置を修理	D	
14	3号機	計装用圧縮空気系原子炉格納容器入口隔離弁グランド部に窒素のリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
15	3号機	非常用ディーゼル発電機（A）過給機（発電機側）潤滑油タンクドレン配管接続部に折損が認められたため、当該部を点検・修理	D	
16	3号機	原子炉隔離時冷却系室換気空調系局所空調機フィルタに汚れが認められたため、当該フィルタを交換	D	
17	3号機	残留熱除去系原子炉圧力容器ヘッドスプレイ補給水圧力調整弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
18	3号機	高圧注水系室換気空調系局所空調機フィルタに汚れが認められたため、当該フィルタを交換	D	
19	4号機	取水設備分電盤の絶縁測定において、CKT10（監視モニタ照明用）に絶縁不良が認められたため、当該部を修理	D	
20	4号機	原子炉格納容器除湿冷却系空調機（E）冷却水出口弁（243E）制御用ラインより窒素のリークが認められたため、対応検討	C	
21	5号機	第2給水加熱器（C）胴側レベル検出器（2台）点検において、当該検出器元弁（4台）にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
22	5号機	高圧注水系タービンケーシング内静翼浸透探傷検査において、線状指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
23	5号機	燃料プール冷却浄化系ろ材プリコートポンプ循環弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
24	5号機	原子炉関係配管耐震バックチェック用現場調査において、主蒸気配管のサポート材（1箇所）に仮溶接状態であることが認められたため、対応検討	C	
25	6号機	所内ボイラ給水ポンプ（B）点検において、ベースボルト穴（4本中1本）に腐食が認められたため、ボルト穴の加工及び当該ボルトを交換	D	
26	6号機	原子炉建屋天井クレーン機能検査の関係書類移管に伴う検査書類確認時、試験成績書の紛失が認められたため、対応検討	C	
27	集中環境施設	高温焼却炉建屋退域モニタ監視用モニタに映像不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで